

個人の場合は、住民票もしくは運転免許証のとおり（旧漢字は旧漢字とする）氏名を記入し個人印
法人の場合は、登記簿謄本のとおり（旧漢字は旧漢字とする）法人名称、役職および代表者氏名を記入し
代表者印（法務局に登録した印）を押印

第十号様式（第十九条）

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項について下記のとおり変更を生じたので、建築士法第23条の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

平成 27年 6月 25日

住所 習志野市鷺沼 2-3-0
開設者 株式会社山田建設
氏名 代表取締役 山田 肇 印

（個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。）

千葉県指定登録機関

公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長 様

登 録 事 項		変 更	
建 築 士 所	ふりがな 名 称	(かぶ) やまだけんせつ 株式会社山田建設 二級建築士事務所	
	所 在 地	〒 263-0000 千葉県稲毛区天台 9-8-0 電話 043 (000) 4123	〒 275-0000 習志野市鷺沼 2-3-0 電話 0472 (99) 0001
開 設 者	個人 ふりがな 氏 名		
	法 人 ふりがな 名 称	(かぶ) やまだけんせつ 株式会社 山田建設	
	役員 の 氏名及び 役名等	別紙1のとおり	
管 理 建 築 士 氏 名		田中 太郎 二級建築士(千葉県)登録第6789号	鈴木 一郎 二級建築士(千葉県)登録第1234号
管 理 建 築 士 講 習 修 了 年 月 日			平成23年11月20日
管 理 建 築 士 講 習 修 了 証 番 号			第082E-12345号
所 属 建 築 士		別紙2のとおり	
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 22 年 8 月 20 日 千葉県知事登録第 2-1008-9999 号	※ 審 査	
※ 変 更 受 付 年 月 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 第 号		

登録内容を記入

変更箇所のみ記入

登録申請者所在地と異なる場合は、賃貸借契約書等の写しを添付する必要があります

建築士の免許証のとおり（旧漢字は旧漢字とする）記入

注 ※印欄は、記入しないでください。

【別紙1】

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変更前		変更後			
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	性別	役名	生年月日
やまだ かずお 山田 和夫	代表取締役		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
やまだ はじめ 山田 肇	取締役	やまだ はじめ 山田 肇	男 女	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 48年 12月 20日
やまだ ようこ 山田 洋子	取締役	やまだ ようこ 山田 洋子	男 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 25年 8月 15日
すずき いちろう 鈴木 一郎	取締役	すずき いちろう 鈴木 一郎	男 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 33年 1月 27日
		かとう ひろし 加藤 宏	男 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 29年 3月 13日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

氏名は、登記簿謄本のとおり（旧漢字は旧漢字とする）ご記入ください。

商法上の役名〔代表取締役、取締役、支配人（監査役除く）〕を記入する。
従って、社内役職名（専務、常務）の記入は不要

該当するものにレ印をつける

（備考）
別紙 有 □
無 ■

【別紙2】 所属建築士変更事項						
〔記入注意〕						
1 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。						
2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。						
○ 新たに所属建築士となった者						
氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日
田中 太郎	二級建築士	4567	千葉県			H27.10.1
建築士免許証の氏名のとおり (旧漢字は旧漢字とする) 記入			一級建築士の場合は不要			雇用した年月日を記入
○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士						
氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日
鈴木 一郎	二級建築士	1234	千葉県			H27.9.30
齋藤 花子	二級建築士	89101	埼玉県			
建築士免許証の氏名のとおり (旧漢字は旧漢字とする) 記入			一級建築士の場合は不要			退職した年月日を記入
該当するものにレ印をつける						
(備考)	変更前			変更後		
別紙 有 <input type="checkbox"/>	計	一級建築士	名	計	一級建築士	名
無 <input checked="" type="checkbox"/>		二級建築士	2 名		二級建築士	2 名
		木造建築士	名		木造建築士	名
		構造設計一級建築士	名		構造設計一級建築士	名
		設備設計一級建築士	名		設備設計一級建築士	名

現行の所属建築士
はすべて記入

申請書の提出年月日を記入する

個人の場合は、住民票もしくは運転免許証のとおり（旧漢字は旧漢字とする）氏名を記入し個人印。

法人の場合は、登記簿謄本のとおり（旧漢字は旧漢字とする）法人名称、役職および代表者氏名を記入し代表者印（法務局に登録した印）を押印。
※署名でなくても可

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称 _____ 印
(署 名)

千葉県指定事務所登録機関

公益社団法人千葉県建築士事務所協会 様
記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当に行爲の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

- 【記入注意】
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。また押印は省略できません。（法人の場合は法人登記登録印、個人の場合は認印）
 - 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。